

平成 21 年度機構・定員審査に当たっての
政策評価結果活用状況

総務省行政管理局

府省名：内閣府

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：公益法人制度改革等

政策目標：公益法人制度改革を着実に推進するとともに、新制度への移行を円滑に行い、もって改革の目的である「民による公益の増進」を実現する。

政策の概要：平成20年12月1日に新しい公益法人制度が施行されて以降、全国の移行認定・移行認可・公益認定申請は平成20年度97件、平成21年度565件となっており、今後も申請の増加が予想される。また、平成22年6月末までに406件の公益認定等に係る処分（新規法人認定）を実施しており、今後は、公益法人及び特例民法法人から移行した一般法人に対する監督業務を本格的に適時・適切に実施していく必要がある。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>現在の審査監督官の担務は、①移行認定・認可の審査及び監督、②公益認定の審査、③公益法人等（公益社団・財団法人及び移行法人）の監督の総括としており、このうち、今回の要求対象である②担当の審査監督官は充て職となっている。今後、審査に当たっては、申請件数の大幅な増加が見込まれるとともに、審査の迅速化が求められる。加えて、認定した公益法人の監督（立入検査等）業務が開始しており、監督件数は、公益法人の数に応じて増えていくこととなる。その結果、現在、兼務している審査監督官の移行認定等に係る審査・監督の業務量が増加し、当該審査・監督業務の処理のみで手一杯になる。そのため、当該業務を担当する審査監督官の兼務を解消し、公益認定申請に係る審査・監督業務の円滑な遂行を確保する必要があることから、充て職として設置されている審査監督官（7人）のうち1人の専任化を要求するもの。</p>		<p>審査結果</p> <p>（結論） 公益認定等委員会事務局審査監督官(1)（充て職）の専任化を認める。</p> <p>（理由） 審査業務については今後も申請件数の増加が見込まれる一方、「新しい公共円卓会議」において、1法人にかかる申請から処分までの期間を平均4か月（実績6か月）とすることを目指すこととされている。また、認定した法人数の増加に伴い、監督業務も本格化する。新設認定・監督業務について、これ以上併任で対応することは困難であることから、これを解消するため、審査監督官の専任化の必要性及び緊急性は認められる。</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <p>○1法人にかかる申請から処分までの平均期間の状況</p> <p>○認定法人の監督件数の推移</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>	<p>定量的指標等</p> <p>○認定申請件数の推移</p> <p>○認定法人数の推移</p>		
	<p>必要性</p> <p>公益認定を受けた法人は、法人税の公益目的事業が非課税になる（収益事業は課税）など、審査の成否は法人の業務運営に大きな影響を与えるため、個別案件の処理では法人への説明や公益認定等委員会運営のサポート、また、認定法人の監督は管理職が責任を持って対応する必要がある。</p>			
	<p>効率性</p> <p>当初、既存公益法人からの移行に係る審査及び監督業務の増加が予想され、これについては各府省からの併任で対応することとし、監督総括の審査監督官1人（専任）の他は審査監督官6人を併任で配置して移行審査及び移行後の監督に対応してきた（移行期間は25年11月まで）。</p>			
<p>有効性</p> <p>新制度施行から2年以上が経過し、認定申請件数が大幅増加、「新しい公共円卓会議」における1法人にかかる審査機関の短縮（実績6か月を4か月に）の要請、認定法人の増加に伴う監督業務の増加への対応策として、従来充て職で対応してきた新設認定・監督業務担当の審査監督官の専任化は極めて有効である。</p>				

府省名：公正取引委員会

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：公正な取引慣行の推進
下請法違反行為に対する措置

政策目標：下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して迅速（処理期間6か月以内を目途）かつ的確に対処し、これらを排除することにより、下請取引の公正化を図るとともに、下請事業者の利益を保護する。

政策の概要：書面調査等により情報を収集し、下請法に違反する疑いのある行為について所要の調査（実地調査、招致調査等）を行い、違反行為が認められた場合には、必要な措置（法的措置〔下請法第7条に基づく勧告〕又は指導）を講ずる。

政策評価結果の機構・定員要求への反映

要求内容
下請法による取締り体制の強化・拡充のため、経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官9人を増員する。

要求内容に対する説明

必要性
下請事業者の利益を保護し下請取引の公正化を図るためには、親事業者による下請事業者に対する不当に不利益を与える下請法違反行為に迅速かつ的確に対処する必要があるところ、現下の経済環境もあって下請取引の公正化のニーズは以前にもまして増大の一途をたどっていることから、引き続きより多くの事案処理を迅速に進めていく必要がある。

効率性
前記のとおり、下請法違反行為に対しては迅速かつ的確に対処する必要があるところ、事件内容の複雑化・多様化に伴い事件処理日数は長期化しており、特に勧告事件については15件中13件について目標処理期間（6か月）内に処理を行うことができなかった。

有効性
平成21年度においては15件の勧告及び3590件の指導を行っているところ、勧告後の親事業者による下請法遵守のための取組状況、勧告事件の公表による社会的認知度の向上、措置によって直接保護された下請事業者の利益等にかんがみれば、下請法違反事件処理は、下請事業者の利益を保護し、下請取引の公正化を図るという目標に対して有効であったといえる。

定量的指標等

○ 下請法違反事件処理件数（件）

	勧告	指導
19年度	13件	2,740件
20年度	15件	2,949件
21年度	15件	3,590件

○ 下請代金の遅延利息の支払状況及び減額分の返還状況（万円）

	利息	減額
19年度	7,244	108,804
20年度	23,481	295,133
21年度	10,790	48,116

○ 勧告事件の平均事件処理日数

	日数	件数
19年度	293日	13件
20年度	218日	15件
21年度	278日	15件

審査結果

下請取引の公正化の重要性に鑑み、勧告事案を適切に処理しながら、指導を並行して処理するため、下請取引検査官6人の増員を認める。

事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法

23年度以降の下請法違反事件の処理件数

府省名：警察庁

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：組織犯罪対策の強化

政策目標：犯罪収益対策の推進

政策の概要：犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、これを移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えるものであること及び犯罪による収益の移転が没収、追徴その他の手続によりこれをはく奪し、又は犯罪による被害の回復に充てることを困難にするものであることから、犯罪組織の取締りを一層推進するとともに、犯罪による収益の移転を防止し、これをはく奪する。

政策評価結果の機構・定員要求への反映

要求内容

現状、不動産業、金融・証券市場等への進出など、一般の経済活動・企業活動を装う形のものが見られているが、新たな資金活動（複雑・不透明、短期間で巨額の資金を獲得など）を放置すれば、反社会的勢力の組織の強化を招くことが懸念されており、F I U対策として、捜査情報の選別・ランク付けを行うこと、疑わしい取引に関する情報の分析の高度化を図ること（都道府県からのニーズへの対応）など、全国統一的な視点から取組を推進することが喫緊の課題となっており、F I Uの体制の増強を図るため、係長9人（警察官）の増員を要求する。

- ・（定員）分析の高度化のための増 9人

要求内容に対する説明

必要性

業績指標①及び②は達成しており、業績指標③もおおむね達成していることから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」はおおむね達成したと認められる。しかしながら、暴力団などの犯罪組織が蓄えた犯罪収益は、新たな犯罪のための運転資金や武器の調達等のための費用等に充てられ、犯罪組織を維持・強化するとともに、組織的な犯罪を助長していることから、犯罪組織を弱体化・壊滅するために、疑わしい取引に関する情報、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法を活用して犯罪収益のはく奪を一層推進していくために、一層の体制整備が必要である。

効率性

効率性の具体的な説明はない。

※ 審査においては、F I U機能の強化のため、平成22年度は11人の増員が認められたところ、その趣旨を踏まえ、

定量的指標等

業績指標①

疑わしい取引の届出件数
（達成目標：疑わしい取引の届出件数を増加させる。）

<測定結果>

届出件数
19年 158,041件
20年 235,260件
21年 272,325件

業績指標②

疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数
（達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数を増加させる。）

<測定結果>

審査結果

評価書においては、施策のこれまで実現された政策効果を具体的に説明しており、「評価の結果の政策への反映の方向性」では、振り込み詐欺対策に必要な資機材及び体制整備を進めることとされている。

この評価結果を踏まえつつ、警察庁からヒアリングを実施した。その結果、これまでの増員措置等については、政策効果発現に寄与しているものと考えられ、要求のあった増員は、警察庁の政策目標達成のために必要であり、その有効性も見込まれるものと判断した。

したがって、次の通り、増員を認めることとした。

・分析の高度化のための増 9人
（4年後見直し）

事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法

業績指標①

疑わしい取引の届出件数
（達成目標：疑わしい取引の届出件数を増加させる。）

業績指標②

疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数
（達成目標：疑わしい取引に関する情報を端緒とした事件検挙件数を増加させる。）

業績指標③

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額（達成目標：組織的犯罪処罰法（第9条、第10条、第11条、第23条）及び麻薬特例法（第5条、第6条、第7条、第19条第3項）の適用件数及び没収保全額を増加させる。）

業績指標④

外国F I UとのMOU締結件数
（達成目標：：外国F I UとのM

外国F I Uとの緊密な連携を図りながら、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づき届け出られた疑わしい取引に関する情報について、迅速かつ的確な分析を行う能力の強化を図り、より一層効果的な施策を実施していくこととする旨の記載があるため、限られた行政資源を有効活用しているものと判断した。

有効性

業績指標①、②は達成しており、業績指標③もおおむね達成していることから、業績目標である「犯罪収益対策の推進」はおおむね達成したと認められ、体制整備による有効性は認められる。

検挙した事件数
 19年 99人
 20年 175人
 21年 337人

業績指標③

組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法の適用件数及び起訴前の没収保全命令による没収保全額（達成目標：組織的犯罪処罰法（第9条、第10条、第11条、第23条）及び麻薬特例法（第5条、第6条、第7条、第19条第3項）の適用件数及び没収保全額を増加させる。）

<測定結果>

○組織的犯罪処罰法第9条（経営支配）、第10条（隠匿）及び第11条（収受）の適用件数

	16～20年（平均）	21年
第9条	0件	0件
第10条	95件	172件
第11条	35件	54件

○麻薬特例法第5条、第6条及び第7条の適用件数

	16～20年（平均）	21年
第5条	44件	35件
第6条	6件	5件
第7条	2件	5件

○起訴前の没収保全命令による没収保全額

・組織的犯罪処罰法第23条に基づく没収保全額

	16～20年（平均）	21年
没収保全額	242,550,972円	270,188,760円

・麻薬特例法第19条に基づく起

○Uの締結件数を増加させる。）

		<p>訴前の没収保全額</p> <p>16～20年（平均）47,774,004円</p> <p>21年 29,215,674円</p> <p>業績指標④</p> <p>外国F I UとのMOU締結件数</p> <p>（達成目標：：外国F I UとのM O Uの締結件数を増加させる。）</p> <p><測定結果></p> <p>MOUの取締り件数</p> <p>19～20年（平均）4件</p> <p>21年 3件</p>		
--	--	---	--	--

府省名：金融庁

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：金融機能の安定の確保			
政策目標：金融機関が健全に運営されていること			
政策の概要：金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施／金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施			
政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>大規模で複雑な業務を行っている金融機関について、金融機関との間で継続的なコミュニケーションを行いつつ、効率的かつフォワード・ルッキングな検査監督を行い、金融機関の経営の改善に資するため、監督局銀行第一課銀行モニタリング統括官及び同局保険課保険モニタリング統括官を要求（検査局総務課統括検査官(2)の振替）</p> <p><政策評価結果との関係></p> <p>21 事務年度の実績評価において、今後の課題として、検査部局及び監督部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図りながら、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせ、一層効率的なモニタリングを実施していくことが必要であるとしている。</p> <p>要求内容に対する説明、定量的指標等</p>	審査結果	事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法
	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルな金融市場の混乱により、株式市場等の大幅な変動や実体経済の悪化など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する必要があるが高まっている。 具体的には、金融機関の財務会計情報やリスク情報等の蓄積・分析及び市場動向の把握に努めるとともに、定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関との意見交換や経営状況の把握等に努め、内部管理態勢の確立等、経営の健全性及び業務の適切性の確保に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促していく必要がある。 特に、世界的な金融市場の混乱等を踏まえ、大規模で複雑な業務を行う金融機関については、財務の健全性、リスク管理をより詳細にモニターしていく要請が国際的にも高まっている。 	金融機関との間で継続的なコミュニケーションのもと、効率的かつフォワード・ルッキングな検査監督に資するための積極的な取組として、監督局銀行第一課及び保険課にそれぞれ統括モニタリング管理官（1）の振替新設を認めることとした。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模かつ複雑な業務を行っている金融機関に対する財務データの収集・分析の状況、ヒアリングの実施状況 大規模かつ複雑な業務を行っている金融機関に対する検査の実施状況 オン・オフ一体の検査監督を進めることによる効率的かつフォワード・ルッキングな検査監督の実現の状況を質・量の面から総合的に検証
	<p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることなどにより、効率的なモニタリングを実施することで、金融機関の健全かつ適切な運営の確保に資する。 なお、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上を図っている。 		
	<p>有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査・監督の両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を行っている。 大規模で複雑な業務を行う金融機関に対し、オン・オフ一体となった検査・監督を実現することで、金融機関との間で継続的なコミュニケーションのもと、金融機関の経営改善に資する。 		

府省名：消費者庁

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：消費者の安全確保のための施策の推進

政策目標：消費者安全法（生命・身体分野に関するものに限る）、消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に寄せられた情報の適時適切な公表、家庭用品の品質に関する表示の適正化を通じ、消費者の安全・安心の確保に努める。また、関係行政機関の事故情報を一元化する「事故情報データバンク」を関係機関内で運用開始し、事故情報解析の情報基盤を構築する。

政策の概要：「重大事故等」を知った関係行政機関等に対し、消費者庁へ通知を義務付ける消費者安全法が施行されたほか、消費生活用製品安全法の重大製品事故情報報告・公表制度が消費者庁に移管され、消費者庁において、消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」について、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。また、事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備されたものであり、国民の方々にはインターネットから事故情報を自由に閲覧・検索することができる。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	要求内容		審査結果	事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法
	要求内容に対する説明	定量的指標等		
	必要性 21年度（7か月）の状況を見ると、消費者安全法に係る重大事故のうち、18件については消費者庁が原因究明に取り組むべき事案であるが、対応できたのは2件にとどまり、重大事故以外でも消費者庁が対応すべき案件は11件程度であるが、原因究明が行えたのは4件にとどまっているため、これらの原因究明等のための体制整備が必要である。	○消費者安全法に係る重大事故のうち消費者庁が原因究明に取り組むべき事案の数及び実際に対応できた数の推移	（結論） ○8人の増員及び5人の振替増員を認める。 （理由） 生命身体事案のうち再発防止のため特に緊急性のある事案については、専門のチームにより迅速に原因究明、再発防止に取り組む必要があることから、緊急に対応が必要な生命身体事案について、事故情報受付・原因究明（現地調査、専門機関によるテスト、専門家によるタスクフォースの助言を受けながら原因究明）、再発防止（事業者への勧告・命令、公表等）まで一貫して対応する体制整備の必要性及び緊急性は認められる。	○消費者安全法に係る重大事故及び消費生活用製品安全法に係る重大製品事故のうち消費者庁が原因究明に取り組むべき事案の数及び実際に対応できた数の推移
	効率性 当該体制整備により、重大事故等の原因究明が進んで再発防止策を講じることができれば、より効率的に消費者の安全を確保できると考えられる。			
	有効性 消費者の安全確保のため、消費者事故情報の情報解析、事故情報から抽出した要件事案の原因究明、重大事故等についての現地調査等を行うための体制を整備することは極めて有効である。			

府省名：総務省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：行政評価等による行政制度・運営の改善				
政策目標：政策評価の推進、行政評価・監視の実施、行政相談の推進及び年金記録に関するあっせん等の実施により、各府省における行政制度・運営の改善を図る。特に20～21年度の間は、重要対象分野に係る評価の実施の推進を図るとともに、年金記録に関するあっせん等の実施について、国民の立場に立って、公平な判断を示し、国民の正当な権利の実現等を図る。				
政策の概要：総務省は、①各府省において政策評価が円滑かつ着実に実施されるよう政策評価を推進、②府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性・総合性を確保するための評価（統一性・総合性確保評価）、③各府省の政策評価の客観的・厳格な実施を担保するための評価活動（客観性担保評価活動）を実施。 各府省の業務の実施状況等を調査し、その結果に基づき勧告等を行う行政評価・監視業務、国民から国の行政全般に関する苦情等を受け付け、関係行政機関に必要なあっせん等を行う行政相談業務により、行政の制度・運営の見直し、改善を推進。また、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って、公正な判断を示し、年金制度に対する信頼を回復することを目的として、あっせん等を実施。				
政策評価結果の機構・定員要求への反映	要求内容 年金記録の確認の迅速な処理が引き続き求められている状況の下で、第三者委員会事務室の定員を減少させることは困難であり、また、今後も継続した申立てが予想されることから、22年度末を見直し期限とされている以下の定員について、見直し期限の解除を要求する。 (20年度増員事項) 管区行政評価局 24人 (21年度増員事項) 行政評価局：6人、管区行政評価局：12人 (21年度振替事項) (ともに厚生労働省から) 行政評価局：35人、管区行政評価局等 217人 (22年度増員事項) 管区行政評価局等 6人	審査結果	事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法	
	要求内容に対する説明			定量的指標等
	必要性 年金記録に関するあっせん等の実施は、同様の役割を果たし得る機関が他にないこと、平成21年度に約6万件の申立てを受け付けていること等を鑑みれば、必要不可欠である。	○申立ての受付件数 ○年金記録の訂正に至った件数 ○事案処理期間	(結論) 見直し解除は認めない。ただし、見直し期限の1年間延長を認める。	○新規受付件数 ○未処理事案の件数 ○事案処理期間
	効率性 年金記録に関するあっせん等の実施については、平成21年度事案処理件数約5.8万件のうち、約2.8万件を年金記録訂正につなげるなど、国民の正当な権利の実現を図っており、有効である。		(理由) 年金記録第三者委員会業務については、平成22年8月現在、18万件の申立て中15万件について処理を終えたが、22年度末でも大都市部を中心に2万件以上未処理件数が発生する見込みとなっている。現在の処理能力は月5,000件程度、新規受付が月4,000件程度となっているが、今後の新規受付推測等を踏まえると、引き続き迅速な事案処理を進めるためには大幅な体制縮小は不可能であると考えられる。	
	有効性 「平成20年度に年金受給者(無年金者を含む。)から申し立てられた事案は、遅くとも平成21年中を目途に処理を終える。」との目標を達成。事案処理期間(全国平均)を約8か月(H21.4時点)から約6か月(H22.3時点)へ約2か月短縮するなど、効率性の向上が認められる。		このため、引き続き業務量の推移を見守る必要があることから、見直しの解除は認めないこととするものの、見直し期限を1年間延長し、平成24年度査定において再度検討することとした。	

府省名：法務省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：出入国の公正な管理

政策目標：不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。

達成目標1：不法滞在者等を生まない社会の構築を図るための施策を講ずる。

達成目標2：円滑な出入国審査を実施することにより、国際交流を増進する。

政策の概要：外国人入国者の利便性にも配慮しつつ、事前旅客情報システム（APIS）等により得られた情報の活用や偽変造文書鑑識の一層の充実強化により、更なる厳格な出入国審査を実施する。また、在留資格認定証明書申請に係る審査について、様々な情報を活用し厳格な審査を行うことにより、偽装滞在を目的とする者等の入国を阻止する。さらに、不法滞在者の地方分散化、居住・稼働先の小口化等の傾向を踏まえ、外国人の入国・在留情報の分析結果を活用し、警察と入国管理局との合同摘発の恒常化を図ることなどにより、不法滞在者の摘発を強化する。

出入国手続の迅速化・円滑化を図り、最長審査待ち時間を短縮するため、APISの運用の他、セカンダリ審査（二次的審査）の実施、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置、外国人用に審査待ち時間を表示、出入国カードの多言語化等の取組を推進する。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	要求内容	定量的指標等	審査結果	事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法			
	円滑な出入国審査及び不法入国者の水際対策等を実施するため地方入国管理局に以下のとおり増員を要求する。（計190人） ① 出入国審査業務の充実強化に伴う増（113人） ② 在留管理業務の充実強化に伴う増（61人） ③ 難民調査業務の充実強化に伴う増（16人）				指標1：平成20年末における我が国における不法滞在者数（目標値等：12.5万人以下） （参考） ※ 不法残留者数 （各年1月1日現在） 平成17年：207,299人 平成18年：193,745人 平成19年：170,839人 平成20年：149,785人	評価書においては、施策のこれまでに実現された政策効果を具体的に説明しており、「評価結果の今後の政策への反映の方向性」として、達成目標1については、「新たな在留管理制度の導入に向けた取組及び不法滞在者等対策を引き続き着実に進めていくことで、不法滞在者等を生まない社会の構築及び共生社会の実現に向けて取り組んでいく予定である。」、達成目標2については、「待ち時間の短縮に有効と考えられるAPIS、セカンダリ審査等の効率的な実施、自動化ゲート	指標1：不法残留者数の推移（目標値等：不法残留者の新規発生抑制） 指標2：空港での審査に要する最長待ち時間（目標値等：20分以下）
	要求内容に対する説明				必要性	効率性	
	強力かつ効果的な不法滞在者対策を実施するため、不法滞在事犯の取締り（摘発・収容・送還）の強化に必要な経費・要員の確保・充実及び収容施設の拡充・整備等の体制強化を進める必要がある。	外国人との共生社会実現への貢献及び我が国社会の安全と秩序を維持するため、厳格かつ迅速な出入国審査や不法滞在者の摘発体制の強化等の様々な施策を駆使することにより、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努め					

ているところである。

有効性

<指標 1 >

ア 摘発体制の強化等

不法滞在者の稼働地域が東京都以外の地域へと拡散している状況の下、東京入国管理局横浜支局が管轄する神奈川県において、不法就労に従事する不法滞在者の割合が上昇している背景があるところ、同局の新庁舎への移転に伴い収容定員が50人から200人に拡充された。

これにより、これまで以上に積極的な摘発活動の展開が可能となったことなどを受け、増加が見込まれる退去強制手続を、より一層、適切かつ効果的に遂行するため、入国警備官60人及び入国審査官5人を増配置し、同局管内における摘発等の退去強制手続体制の強化を図った。

また、東京入国管理局において、閉庁日における不法滞在者に係る情報の電話での受付を継続して行っている。

これらの措置を踏まえ、法違反者の取締りに強力に取り組んだ結果、平成21年中に退去強制手続を執った外国人は、3万2,661人に上った。

イ 水際対策の強化

不法滞在を目的とする者を入らせないための方策として、不法在留発生状況に関する綿密な分析、偽変造文書鑑識機器の活用などの水際対策を強化した。

また、平成21年10月、東京入国管理局新潟出張所及び福岡入国管理局に入国警備官計12人を増配置の上、専従の入国警備官からなる機動班を配置し、船舶による不法入国者対策を実施している。

そのほか、平成18年度から、偽変造文書等を行使し、我が国への入国を企図する者を、海外において発見阻止するための水際対策として、1名のリエゾンオフィサー（連絡渉外官）をタイに派遣している。

なお、平成21年中に我が国への上陸を拒否された外国人の数は4,780人となっている。

平成21年：113,072人

※「不法残留者数」

我が国の出入国港において上陸が許可された外国人のうち、許可された在留期間が経過した後も在留期間更新等の許可を受けずに我が国に滞在している者の数のことであり、入国管理局において把握している。なお、不法滞在者数はこれに不法入国者数（推定値）を加えたものとなる。

指標 2：空港での審査に要する最長待ち時間（目標値等：20分以下）（別添表参照）

の積極的な利用の促進を推進していくこととする。また、出入国カードの正確な記入等について、入国審査手続案内要員である審査ブースコンシェルジュの配置の拡大や、航空会社等への周知を徹底することとしている。さらに、上陸審査場が著しく混雑する成田空港第2ターミナルを始めとして主要空港の上陸審査上において、日本人・外国人審査ブースの振分けの見直し等による入国審査官の機動的配置が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を図っていく予定である。」としている。

この評価結果を踏まえつつ、法務省からヒアリングを実施した。その結果、これまでの増員措置等については、政策効果発現に寄与しているものと考えられ、要求のあった増員は、法務省の政策目標達成のために必要であり、その有効性も見込まれるものと判断した。

したがって、円滑な出入国審査及び不法入国者の水際対策等を実施するため本年度必要な人員（在留管理業務体制の見直しを含む。）として、以下のとおり増員を認めることとした。（計 167人）

① 出入国審査業務の充実強化

<p>ウ 有効性</p> <p>以上のとおり、総合的な不法滞在対策を強力に推進した結果、平成22年1月1日現在の本邦における不法残留者数は9万1,778人で、前年同期と比較して2万1,294人（18.8パーセント）の減少となった。また、偽装滞在者の在留資格取消しの状況を見ると、平成17年には46件であったものが、平成21年には157件まで増加している。</p> <p><指標2></p> <p>ア 審査待ち時間の短縮</p> <p>審査要員として増員措置講じると共に事前旅客情報システム（APIS）※1を運用し、平成21年度においては、財務省関税局を始めとする関係省庁との府省共通ポータル化を実現した。セカンダリ審査（二次的審査）※2や自動化ゲートの設置を成田空港、関西空港及び中部空港において実施した。</p> <p>イ 有効性</p> <p>以上のような措置を講じた結果、成田及び中部国際空港等の主要4空港（成田、羽田、中部及び関西空港）の中で、中部空港では目標値である最長待ち時間を年平均で20分以下とすることができ、また、成田でも12か月中、5か月では目標を達成しており、審査待ち時間短縮に向けた様々な施策の効果が現れたといえる。</p>	<p>※1 航空会社が搭乗手続の際に取得した旅客の身分事項等に関する情報を電子データの形で提供を受け、各省庁が保有する要注意人物に係るデータベースと自動的に照合することにより、航空機が我が国へ到着する前に要注意人物が搭乗しているかどうかを判別することを可能にするシステム</p> <p>※2 上陸審査ブースでは、明らかに上陸条件に適合する外国人に対してのみ上陸許可を与え、入国目的等に疑義が持たれる外国人については、別途の場所において、上陸条件の適合性について改めて慎重な審査を実施するもの</p>	<p>に伴う増（113人）</p> <p>② 在留管理業務の充実強化に伴う増（38人）</p> <p>③ 難民調査業務の充実強化に伴う増（16人）</p>	
--	---	---	--

府省名：外務省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：東アジアにおける地域協力の強化

政策目標：東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化すること。

政策の概要：日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、二国間関係に加え、多国間の様々な地域協力枠組みを通じ、地域共通の課題に取り組んでいくことが必要。日本は「東アジア共同体」構想を長期的ビジョンとして掲げ、東アジア首脳会議（EAS）や ASEAN+3 等既存の枠組みを重層的かつ柔軟に活用して、開放的で透明性の高い地域協力を推進していく。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>○東南アジア諸国連合日本政府代表部（ASEAN 代表部）の新設</p> <p>○ASEAN 代表部の新設に伴い、政治・安全保障担当官、日 ASEAN 協力担当官、経済担当官及び社会・文化担当官の新設（うち2名は在インドネシア大からの振替）</p>		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <p>・ ASEAN を中心とする各種地域協力において、日本の立場が明確に表明されているか（各種会議への参加や声明の内容）</p> <p>・ ASEAN を中心とする各種地域協力において、具体的な協力やプロジェクトが進展しているか</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>	<p>定量的指標等</p>		
	<p>必要性</p> <p>ASEAN は、我が国の貿易・海上交通路として、地政学的に重要な地域に位置するとともに、アジア大洋州地域の地域協力の主要なプレーヤーであり、我が国にとって、中国、米国に次ぐ貿易相手国。したがって、重要な地域・国際問題での ASEAN の政策形成や経済的な共通制度作り等に関する情報をいち早く入手し、我が国の立場を適時にインプットしていく必要がある。</p>		<p>ASEAN は我が国にとり、政治的・経済的に極めて重要であり、2015 年を目標に共同体形成に向けてジャカルタベースの常駐代表委員会で制度作りのための調整が進みつつある中、これを支援しつつ我が国の立場が反映されるよう対応するとともに、最重要パートナー国として、ASEAN 重視の姿勢を示すためにも、代表部を新設する必要がある。</p>	
	<p>効率性</p> <p>近年、特に 2008 年の ASEAN 憲章の発効を契機として増加しているジャカルタベースでの各種調整に対応し、迅速な情報収集・働きかけを行うことができ、効率的である。</p>			
<p>有効性</p> <p>ASEAN 各国常駐代表部・ASEAN 事務局関係者等と様々なレベルで日常的に、体系的かつきめの細かい協議、調整、意見交換、情報収集を行うことが可能となり、ASEAN の政策形成過程により効果的に我が国の立場を反映させることができる。</p>		<p>・ ASEAN は、日本の貿易額全体の 14% を占め、東アジア地域における最大の投資先（1997-2007 年の累計で約 16.2 兆円、東アジアにおける投資額の約 34%）。</p> <p>・ 我が国を取り巻く国際環境の安定化のためにも、日本は従来からの二国間外交に加え、地域の多国間の取組に積極的に関与・貢献していくべき。今後、さらに首脳・閣僚レベルでのイニシアティブの発揮を促し、またそれをサポートする形で、機能的協力の充実へむけた協力強化が求められる。そのためには、この分野の諸事業を担当するマンパワーをさらに強化すべきである。（「東アジアにおける地域協力の強化」における第三者の所見より。）</p>		

府省名：財務省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：国の資産・負債の適正な管理				
政策目標：国有財産の適正な管理及び有効活用等				
政策の概要：国の庁舎などの行政財産の効率的な活用を推進するとともに、未利用国有地等の普通財産については、有効活用の観点から、適正な管理及び処分を行う。				
政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>新成長戦略における有効活用を推進するため、地域との連携を図り、地域に有益な国有財産活用に関する情報を提供するとともに、定期借地権の利用などの有効活用を推進するための要員、及び新たな監査に対する要員として、66人の増員を要求。</p> <p><政策評価結果との関係></p> <p>平成21事務年度の財務省の実績評価（22年6月）において、未利用国有地等の国有財産について、「新成長戦略」における施策の実施に併せ、地域や社会のニーズに対応して積極的に活用していくこと、それに伴い、これまで売却優先であった未利用国有地の管理処分方針などを見直し、売却に加え、定期借地権を利用した貸付等も行う旨の提言が行われている。</p>	<p>審査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用国有地等の国有財産について、「新成長戦略」における施策の実施に併せ、地域や社会のニーズに対応して積極的に活用していくため、定期借地業務、家庭的保育（保育ママ）業務、各省各庁所管普通財産実態監査（現地監査）等に必要の要員として、58人の増員を認めることとした。 	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期借地の実施状況（平成23年度：目標145件） 合同宿舎における家庭的保育（保育ママ）の実施状況（平成23年度：目標261件） その他、以下の指標に基づき検証 <ul style="list-style-type: none"> * 各省各庁所管普通財産実態調査（現地監査）その他の監査の実施状況 * 未利用国有地・空きスペースの創出の状況 * 未利用国有地等の売却結果の状況（入札、契約の件数等） 	
	<p>要求内容に対する説明、定量的指標等</p>			
	<p>必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政財産については、その効率的な活用を図るため実態監査による現状把握を行い、府省庁横断的な使用調整により有効活用を促進し、普通財産については、その有効活用を図る観点から、適正な管理、処分を行う必要がある。 また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）においては、①「定期借地権」を活用した介護施設等への未利用国有地の貸付け（2010年度運用開始）、②子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・宿舎の空きスペースの貸付け等、③地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有財産の有効活用等により「医療・介護サービスの基盤強化」、「待機児童の解消」、「社会資本の戦略的な新設・維持管理」という政策目的実現への貢献が求められている。 			
<p>効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度末時点における公用・公共用利用予定分等を除いた売却が適当な財産については、平成21年度中に全て入札に付すとともに、新規に引き受けた物納財産についても、公用・公共用利用未利用地等を除き、1年以内に全て入札に付している。隣接地との境界の一部が未確定となっている財産等についても、その現状を明示した上で入札（瑕疵明示売却）に付すよう努めることなどにより、売却を進めている（平成20年度未利用国有地等（財務省所管一般会計所属普通財産）の契約件数1,035件→21年度1,104件。平成20年度物納財産を引受け後、1年以内に入札に付した割合100.0%→21年度100.0%）。 一般競争入札、旧里道・旧水路及び権利付財産の管理処分事務、取得時効に関する処理業務のうち定型的 				

	<p>な業務、地方公共団体への売却等に係る鑑定評価及び合同宿舎の施設改修工事の設計・監理については、会計法令により国自らが行わなければならない事務を除き、100%の外部委託を目標にしている（平成 20 年度 97.9%→平成 21 年度 99.2%）</p>		
<p>有効性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）においては、①「定期借地権」を活用した介護施設等への未利用国有地の貸付け（2010 年度運用開始）、②子育て支援施設への未利用国有地の定期借地権を活用した貸付けや庁舎・宿舎の空きスペースの貸付け等、③地域や社会のニーズに対応した国有財産・独立行政法人保有財産の有効活用等を通じて、2020 年度までに「医療・介護分野のセーフティネット充実による将来不安の緩和」、「すべての子どもに保護者の就労形態等による区分なく質のよい保育環境の整備」、「社会資本ストックの効率的・戦略的な新設・維持管理の実現」等を実現すべきとする成果目標が掲げられてる。 		

府省名：文部科学省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：科学技術の戦略的重点化

政策目標：環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

政策の概要：気候変動問題や海洋資源・エネルギー確保の問題等、環境・海洋分野の諸問題は、人類の生存や社会生活と密接に関係していることから、これらの諸問題を科学的に解明し、国民生活の質の向上と安全を図るための研究開発成果を生み出す。このうち、特に海洋分野については、「海洋基本計画」を踏まえ、海底熱水鉱床やコバルトリッチクラストなどの海洋資源開発に資する基盤的なセンサー等の技術開発を実施することで、海底熱水鉱床等の探査技術開発を推進する。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>海洋資源に関する技術開発等の推進に必要な体制の強化を図るため、課長補佐（海洋資源技術開発担当）1人及び海洋資源技術開発係長1人を要求する。</p>		<p>審査結果</p> <p>海底熱水鉱床等に含まれるレアメタルの自主開発等に向けた海洋資源探査活動を加速させるための要員として、補佐1人及び海洋資源技術開発係長1人の増員を認める。</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <p>○我が国の排他的経済水域における、当該探査技術等を用いた探査・調査可能水域の拡大状況</p> <p>○我が国の排他的経済水域における、当該探査技術等を用いた海洋資源量の把握状況</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>	<p>定量的指標等</p>		
	<p>必要性</p> <p>自ら安定的な海洋資源の供給源の確保を図る上で、我が国周辺海域における海底熱水鉱床等の賦存状況把握に向けた探査技術等の開発・実証は喫緊の課題であり、海洋分野の研究開発を推進していく上での必要性は極めて高い。</p>	<p>○自律型無人探査機（AUV）及び遠隔操作無人探査機（ROV）の開発の進捗状況</p>		
	<p>効率性</p> <p>海洋資源に関する探査技術等の高度化により、我が国周辺海域の海底鉱物資源の効率的・広域的な探査や調査等が可能となり、海洋資源量把握の加速が期待できる。</p>			
<p>有効性</p> <p>我が国の排他的経済水域は世界第6位の広さを誇るものの、従来の技術では十分な探査や調査が行うことができない水域が存在する。そのような領域を減らす上で、海洋資源に関する探査技術等の高度化は極めて有効である。</p>				

府省名：厚生労働省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：労働者の健康確保対策の充実を図ること。

政策目標：労働者の健康確保対策の充実を図ること。

政策の概要：メンタルヘルス不調の予防から休業者の職場復帰に至るまでの事業場に対するきめ細かな支援を行うことにより、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図る。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>○職場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の強化に伴う増 地方労働衛生専門官 49人</p>		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p>
	要求内容に対する説明	定量的指標等		
	<p>必要性</p> <p>職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は約6割に達し、精神障害等による労災認定件数は高止まりしている。また、自殺者は12年連続3万人を突破しているが、そのうち約3割が労働者となっており、職場のメンタルヘルス対策に対する必要性はますます高まっていると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合 H19：58.0% ※5年に一度の調査のためH19年の数値のみ 	<p>○地方労働衛生専門官45人を認めた。</p> <p>現下のメンタルヘルスに関する社会情勢等を踏まえ、個別事業場に対する個別具体的な指導の段階に移行することが求められているところである。今後は、個々の事業場に出向き、各事業場の実態を把握・確認の上、それを踏まえて、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期対応、退職者の職場復帰など事業場の実態に応じたきめ細かな指導を実施することが必要となることから、現行の配置数と業務量を勘案して、地方労働衛生専門官45人を認めた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活において強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合 ・精神障害等による労災認定件数 ・メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合
	<p>効率性</p> <p>職場のメンタルヘルス対策の重要性が高まる中で、実施体制を強化することにより、事業場に対するきめ細やかな指導・支援が図られ、制度が効率的に運用されることとなる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害等による労災認定件数 H17：127 H18：205 H19：268 H20：269 H21：234 		
<p>有効性</p> <p>メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の割合を平成24年度までに50%とすることを目標として取り組んでいる。また、新成長戦略において、2020年までの目標として「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合100%」を掲げている。アウトカム指標の最新の数値が得られていないが、目標達成に向け、労働政策審議会建議（平成22年12月）を踏まえ、職場におけるメンタルヘルス対策を推進することとしている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合 H19：33.6% ※5年に一度の調査のためH19年の数値のみ 			

府省名：厚生労働省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：企業年金等の健全な育成を図ること

政策目標：企業年金制度等の健全な育成を図ること

政策の概要：〈目的等〉企業年金等の制度改善を行うことにより、企業年金等の健全な育成を図る
 〈根拠法令等〉厚生年金保険法 国民年金法 確定給付企業年金法 確定拠出年金法

政策評価結果の機構・定員要求への反映	要求内容 ○課長補佐、企業年金資産運用専門官 ・資産運用に対する実態把握 ・個別の企業年金に対する指導方針の策定 ・地方厚生局に対する指導等 ・ガイドラインの見直し ・現行法令の見直し ・新たな上乘せ年金制度の運用に関する検討		審査結果 ○企業年金資産運用専門官1人を認めた。 世界経済の急速なグローバル化の進展等に対応するためのガイドラインの見直し、個別企業年金への指導方針の策定、新たな上乘せ年金制度における資産運用体制及び運用手法等の検討等を行う担当として、企業年金資産運用専門官1人を認めた。	事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法 ○企業年金等の加入者数 （確定給付企業年金、確定拠出年金、厚生年金基金、国民年金基金の各加入者数） ○確定給付企業年金の規約件数 ○企業型確定拠出年金の規約件数
	要求内容に対する説明	定量的指標等		
	必要性 少子高齢化が進展する現状において、国民の老後の所得保障の多様なニーズに応える企業年金等の役割は、今後増していくものと考えており、制度の健全な育成を図っていくことは非常に重要である。このため、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握の上、今後とも企業年金等の普及促進を図るために必要な制度改正を図っていく必要がある。	○企業年金等の加入者（万人） H17 H18 H19 H20 H21 1,167 1,248 1,329 1,419 1,517		
	効率性 国費の負担増を伴うものではなく、企業年金等の制度改善を行うことで魅力的な制度を用意し、事業主や従業員に実施・加入してもらうことで、老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、効率的に国民の老後の所得保障の充実を図る目的を果たしている。			
有効性 企業年金等の加入者は増加傾向にあり、企業又は従業員の自主的な努力によって、老後の所得確保が図られている者が増加していることから、本施策は有効である。				

府省名：厚生労働省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること

政策目標：○画期的な医薬品、医療機器等に係る研究開発の促進、治験環境の整備等を図ること ○医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握すること

○後発医薬品の使用を促進すること ○取引慣行の改善による公正な競争を実現するとともに流通の効率化等を促進すること

政策の概要：〈目的等〉「平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上にする」（医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム（H19.5厚生労働省））ことを目標に、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという観点から、広く後発医薬品の普及、啓発等を行う。

〈根拠法令等〉薬事法 医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム 等

政策評価結果の機構・定員要求への反映	要求内容 ○後発医薬品使用促進専門官 ・安定供給のための企業への指導 ・安心使用の促進に関する医療関係者、一般国民への普及啓発 ・都道府県への委託による後発医薬品安心使用促進協議会との連携 ・新規後発医薬品の保険導入のための検討・調整 ・後発医薬品の規格揃え・効能整備に関する企業への指導		審査結果 ○後発医薬品使用促進専門官1人を認めた。 これまで事務担当の後発医薬品使用促進専門官により、患者な医療関係者に対し、後発医薬品を安心して使用するための環境を整備してきたところ、技術的な判断が必要な場合には、技術担当の課長補佐の協力により対応してきた。しかし、後発医薬品使用促進に係る新たな技術的課題等が生じており、技術担当の職員の職員の常務が飛躍的に増大していることから、技術担当の体制強化を図るため、後発医薬品使用促進専門官1人を認めた。	事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法 ○後発医薬品の市場規模 ・数量全体に占める割合 ・金額全体に占める割合
	要求内容に対する説明	定量的指標等 ○後発医薬品の市場規模 ・数量全体に占める割合 H17 H18 H19 H20 H21 17.1% 16.9% 18.7% - 20.2% ・金額全体に占める割合 H17 H18 H19 H20 H21 5.2% 5.7% 6.6% - 7.6%		
	必要性 後発医薬品に対する信頼性については、現場の医療関係者等から品質・供給体制・情報提供体制等に対して不安を感じるとの回答が多く、必ずしも高いとは言えない状況。患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう品質確保や安定供給等に関し、国等がより一層の取組を行う必要がある。			
	効率性 後発医薬品について、その使用の促進のためには、患者や医療関係者の理解を得ることが重要であるため、医師、薬剤師、業界関係者、保険者、市民団体等多様な構成からなる都道府県協議会での検討を踏まえて事業の計画・実施を行う。			
有効性 市場シェアが着実に拡大していることから、後発医薬品の使用促進に係る取組の有効性が認められている。				

府省名：厚生労働省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

政策目標：○医療計画に基づく医療連携体制を構築すること ○救急医療体制を整備すること ○周産期医療体制を確保すること ○小児医療体制を整備すること ○災害医療体制を整備すること ○へき地保健医療対策を推進すること ○病院への立入検査の徹底 ○医療法人等の経営の安定化を図ること ○病院における温暖化対策の推進

政策の概要：〈目的等〉国民の医療に対する安心と信頼の確保を目指し、医療計画制度の中で医療機能の分化・連携を推進すること等を通じて、地域全体で、発症から急性期、回復期を経て在宅等生活の場に復帰するまで切れ目のない医療の提供を実現することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。
 〈根拠法令等〉医療法 消防法 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>○地域医療における医師確保及び医療連携の推進のための体制整備の強化を図るため、医師確保対策専門官を要求</p>		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>			
	<p>必要性</p> <p>地域医療の確保を図るための医師確保対策については、これまでも地域医療再生計画の実施、医学部入学定員の増、臨床研修制度の見直し等をはじめとした様々な取組を行ってきたところであるが、未だ医師の地域偏在、診療科偏在を解消するには至っておらず、一層の医師確保対策を推進していく必要がある。</p> <p>・このような状況の中、平成22年度に全国統一的な方法で地域別・診療科別必要医師数の実態等を把握したところであり、この調査結果を踏まえた新たな観点からの医師確保対策の企画立案及び推進</p> <p>・平成23年度より、地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に医師不足病院への医師の配置等を行うため、都道府県に「地域医療支援センター」を設置することとしているが、当該「地域医療支援センター」が円滑に設置・運営されるように都道府県との調整等の実施</p> <p>等を行うため、医師確保対策専門官が必要である。</p>		<p>定量的指標等</p> <p>○在宅で死亡する者の数(人)</p> <p>(H17) 132,702 (H18) 131,854 (H19) 136,437 (H20) 144,771</p> <p>○心肺停止の一ヶ月後の生存率・社会復帰率 (生存率)(社会復帰率)</p> <p>(H17) 7.2% 3.3% (H18) 8.4% 4.1% (H19) 10.2% 6.1% (H20) 10.4% 6.2%</p> <p>○周産期死亡率(%)</p> <p>(H17) 4.8 (H18) 4.7 (H19) 4.5 (H20) 4.3</p> <p>○幼児(1~4歳)死亡率 (人口10万対)</p> <p>(H17) 25.4 (H18) 24.6 (H19) 22.8 (H20) 22.3</p>	<p>○在宅で死亡する者の数</p> <p>○心肺停止の一ヶ月後の生存率・社会復帰率</p> <p>○周産期死亡率</p> <p>○幼児(1~4歳)死亡率</p>
	<p>効率性</p> <p>医師確保対策専門官を配置し、都道府県が行う医師確保対策の指導・調整・情報収集等を一元的に行うことにより、医師不足等に対する効率的・効果的な政策の企画立案できる。</p>			
	<p>有効性</p> <p>都道府県において、おのおのの現状に応じた医師確保対策が円滑に行われることにより、医療提供体制の整備が進み、これに伴い心肺停止者の一ヶ月後の生存率・社会復帰率の上昇や周産期死亡率の低下等が進むと考えられる。</p>			

府省名：厚生労働省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

<p>政策目的：障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>					
<p>政策目標：○障害者の地域での日中活動や生活の場における支援を充実すること ○障害者の一般就労への移行や、障害者の働く場における工賃水準の引き上げを促進すること</p>					
<p>政策の概要：〈目的等〉障害者に地域で安心した暮らしを支援できるよう、必要な事業を創設するほか、各自治体において障害者福祉計画に基づくサービス提供基盤の強化の取組を図る 〈根拠法令等〉障害者自立支援法</p>					
<p>政策評価結果の機構・定員要求への反映</p>	<p>要求内容</p> <p>○課長補佐、サービス評価係長、基準係長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスに係る分析・評価に関すること ・報酬に関すること ・施設における設備基準・職員配置基準に関すること ・居宅支援事業の実施に係る基準に関すること ○虐待防止専門官 ・障害者の虐待防止に関する専門的技術指導に関すること 		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p>	
	<p>要求内容に対する説明</p>		<p>定量的指標等</p>	<p>○評価・基準係長1人を認めた。ただし、3年後見直しとする。</p>	<p>○福祉施設入所者の地域生活への移行者数</p>
	<p>必要性</p> <p>○新たな障害福祉サービス等の制度設計を行う際には、サービス提供事業者の経営等の実態を把握するとともに、当事者の意見も十分に聞いた上で、必要なサービスの内容、サービスの提供体制、サービス提供に対する報酬などを議論することが必要不可欠であるため、そのための体制整備は必要。</p> <p>○障害者に対する虐待は、障害者の人権を著しく侵害することとはもとより、その自立や社会参加にも深刻な影響を与えることが懸念されるため、その防止のための体制整備は必要。</p>		<p>定員要求に係る定量的指標は特になし。</p>	<p>障害福祉サービスの実態を適切に把握、分析・評価を行うとともに、サービスの基準を策定に取り組む専任の担当として、評価・基準係長を認めた（ただし、新体系への移行の状況を踏まえるため、3年後見直しとした。）。</p>	<p>○グループホーム・ケアホームの月間の利用者数</p>
	<p>効率性</p> <p>○現状を踏まえた見直し等により、障害福祉サービスの適切な提供の円滑化が図られるものと期待できる。</p> <p>○障害者虐待防止にかかる啓発等により地方自治体の取組が推進されることが期待される。</p>			<p>○虐待防止専門官1人を認めた。</p>	<p>が評価・検証の参考になると考える。</p>
	<p>有効性</p> <p>障害者の地域生活への移行を進めるための環境整備として有効である。</p>			<p>平成23年度以降、障害者虐待防止の制度化により、虐待防止施策の企画立案、虐待事例の検証、対処方法に関する調査研究、虐待防止マニュアルの作成等の実施が必要となってくるが、現行の体制では、障害者の虐待防止を専任で行う者がおらず、対応が困難であるため、虐待防止専門官1人を認めた。</p>	

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

<p>政策目的：意欲と能力のある担い手の育成・確保</p>			
<p>政策目標：意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>			
<p>政策の概要：効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立する。</p>			
<p>政策評価結果の機構・定員要求への反映</p>	<p>要求内容</p> <p>23年度から本格実施予定の戸別所得補償制度について、制度の普及推進・指導、交付金の単価の算定、交付金支払い事務及び交付金システムの管理・運営等の所要の事務を統括し、制度運営の司令塔となる組織を設ける必要がある。このため、従来から、戸別所得補償制度に係る業務と親和性の高い水田・畑作経営所得安定対策の総括事務及び交付事務を担ってきた経営局経営政策課経営安定対策室に戸別所得補償制度に係る事務を担当させることとし、その所要の体制を整備するために担当課長補佐2人及び担当係長7人の計9人の増員を要求する。</p>	<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>	<p>定量的指標等</p>	<p>1 意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するため、平成23年度から戸別所得補償制度が本格実施されると、制度の普及・啓発事務や、交付金の支払い、交付金単価の算定の業務のほかに、関係機関との連絡・調整業務や地方支分部局への指導・助言などといった新たな業務が見込まれるとしていたが、査定時点では制度の詳細が一部固まっていない部分（交付単価を毎年度見直すかどうかなど）もあり、年間を通じた恒常的な業務量が一部不明確であった。</p> <p>3 このため、要求のあった担当課長補佐2人及び担当係長7人の計9人のうち、価格変動補てん班を除く課長補佐1人及び係長5人の計6人について、増員を認めることとした。</p> <p>4 なお、戸別所得補償制度導入以前は、一部の農業者に施策を重点化するために平成19年度より水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）が実施されており、その体制整備のための増員を措置（平成20年度から品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営所得安定対策へ移行した際には、制</p>
	<p>必要性</p> <p>食料自給率の向上や食料の安定供給のためには、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備する必要があり、そのための体制整備が必要である。</p>	<p>①農地面積のうち販売農家が担う面積の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値：71%（うち主業農家38%）（21年度） ・目標値：7割程度（うち主業農家4割程度）（32年度） 	
	<p>効率性</p> <p>現場の主體的判断を尊重した多様な努力・取組を支援するなど、戸別所得補償制度と各般の施策を組み合わせることで一体的に推進することにより地域農業の担い手の育成・確保を図ることが政策目標を達成するためには、最も効率的である。これまでの施策の実施結果を踏まえ、必要最少限の人員を要求している。</p>	<p>②農地面積のうち法人経営が担う面積の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値：3%（17年度） ・目標値：1割程度（32年度） <p>③農地面積のうち集落営農が担う面積の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準値：11%（21年度） ・目標値：2割程度（32年度） 	
	<p>有効性</p> <p>これまでの施策においては、「望ましい農業構造の実現」を目指し、一部の農業者に施策を重点化して集中的に実施する手法を採用していたところであるが、それだけでは、地域農業の担い手を育成するという目的を十分に達成することができなかった。よって、戸別所得補償制度の導入により、意欲あるすべての農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、各般の施策の実施により各々の創意工夫を活かしながら地域農業の担い手として継続的に発展する取組等を推進することとする。このことにより、販売農家が担う農地面積については、</p>		

<p>現状の趨勢のままでは、21 年の約 7 割から 32 年には約 6 割まで減少すると見込まれているところ、32 年の目標として 7 割程度を維持することになることなどから、意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保を図るための有効な施策である。戸別所得補償制度の実施により期待される効果が得られるためには、増員による体制整備が必要不可欠である。</p>		<p>度の普及推進・指導、交付金の単価の算定等に対応するため、本省に 2 人増員。また、現地での加入受付や審査事務等に対応するため、これまでに全国で 245 人増員等) していることから、これまでの増員の検証も行った。その結果、従来の測定指標である「農業経営改善計画の認定数」などの実績値は、向上しているほか、20 年度から新たな税制特例措置として農業経営基盤強化準備金制度が本格実施されたことに伴う本制度の適用を受けようとする認定農業者等からの申請に基づく証明事務の増加に対しても、現行実施体制で行っているなど、これまでの増員の有効性(施策の有効性)も認められた。</p>	
---	--	---	--

府省名：経済産業省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：産業人材政策

政策目標：人口減少社会に突入する中で、産業界、教育界、地域社会、さらには国外も含めて、優秀な人材を育て活かしていくための環境整備を進め、イノベーションを生み出す人材を多く輩出し、就業者一人当たりの生産性向上を図る。

政策の概要：「人財立国」の実現に向けて、一人当たりの生産性の向上（就業者一人当たりGDPの向上）を目標に掲げ、それに向けて、（1）産学の対話に基づく連携した人材育成、（2）国際社会と協働した人材育成（人材の国際循環）を行うとともに、（3）多様な人材が企業で活躍できる環境の整備、の3つの観点から環境整備を図る。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>少子高齢化、グローバル化の進展の中、我が国の雇用・人材育成を取り巻く環境は急速に変化してきている。このような中、グローバルで活躍するために必要な語学力と国際経験を持つ人材が、我が国において決定的に不足しており、若者のグローバル意識も低下している。このため、特にグローバル人材育成を通じた人材力強化のための施策を検討・実施する必要がある、今後業務が一層増加することが予想されることから、海外企画担当の課長補佐1人及び係長1人を要求する。</p>		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校教育が経済社会のニーズに応えている度合（例えば、IMD国際競争力調査）」の引き上げ ・留学生及び就学生からの日本企業への就職者数の引き上げ ・現下の厳しい雇用情勢を踏まえつつジョブカフェを介した就職決定者数の維持・向上
	要求内容に対する説明	定量的指標等		
	<p>必要性</p> <p>行政が関与し、産業界と学校側との円滑なコミュニケーションと協働関係の確立をはじめ、多様なステークホルダーに課題の明確な認識と克服に向けた行動を促し、社会全体での人材育成が自律的に進んでいくよう、大きな方向付けを与える政策的な仕組みを整備することが必要である。</p>	<p>学校教育が経済社会のニーズに応えている度合（IMD国際競争力調査）</p> <p>留学生及び就学生からの日本企業への就職者数</p>		
	<p>効率性</p> <p>長期的な視野にたつて、地域や産業界等による自律的かつ持続的な人材育成・確保の仕組みが構築されることを目標としているため、初期段階のみのコスト負担に対して、国からの支援終了後も長期にわたる政策効果が見込める。</p>	<p>ジョブカフェによる就職決定者数</p>		
<p>有効性</p> <p>企業に対しての人材マネジメントのあり方の提案や産学連携による留学生向け実践教育の導入を行うとともに、産業技術人材育成支援事業やジョブカフェによるネットワーク構築等を行っており、両者の相乗効果によって、社会全体で自律的に必要な産業人材を生み出していくための仕組みが確立するものと期待され、政策効果は高いと考える。</p>	<p>このような中、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略においては、「21世紀の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」の中で、グローバル人材の育成施策が非常に重要な位置付けとなっている。</p> <p>現在の体制ではグローバル人材の育成に関する施策を検討・実施していくこと対応することが困難であると認められることから、課長補佐1人、係長1人の増員を認めた。</p>			

府省名：国土交通省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：津波被害の防止・軽減

政策目標：津波警報等の精度向上及び迅速化

政策の概要：新たな津波評価・解析装置の導入及び精度の高い津波警報等の発表を行うための体制強化

(注) 現行の地震津波監視システム (EPOS) は、平成22年2月のチリ沿岸中部地震において、予報内容 (大津波3m) と実況値 (1~2m) に乖離が生じたほか、津波警報等の切替え・解除に長時間を要した予報区が生じた。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>津波防災業務担当職員 気象庁本庁 4人 管区気象台・沖縄気象台 10人</p>		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>		<p>津波被害の防止・軽減に重要な役割を担っている津波警報等の精度向上及び迅速化のため、気象庁本庁3人 (津波予測データベース拡充、シミュレーション技術向上等)、管区気象台・沖縄気象台10人 (地域における過去の津波データ・被害状況調査、地方自治体のハザードマップ作成への技術的支援等) を措置する。</p>	<p>○平成23年度に学識経験者から構成される「津波予測技術に関する勉強会」の知見を得ながら、事後検証を実施予定。</p>
	<p>必要性</p> <p>精度の高い津波警報等の発表は、適切な避難指示、被災海域の救援・救助活動、復旧活動の早期開始に寄与する。</p>	<p>定量的指標等</p> <p>○津波予測シミュレーションに要する時間 (目標：現行24時間を8時間以内に短縮。目標年度：平成23年度)</p>		
	<p>効率性</p> <p>新たな津波評価・解析装置の導入コストが2.3億円であるのに対し、現行の地震津波監視システムの改修コストは13.1億円と見込まれ、同一効果に対しコスト面で効率的である。</p>			
<p>有効性</p> <p>新たな津波評価・解析装置の導入は、津波予測データベースと各潮位観測地点の津波実況データを効率的に解析し、津波警報等の精度向上及び予測時間の短縮に直結する。</p>				

府省名：国土交通省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯の増加に対応し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保する。

政策目標：少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の推進

政策の概要：高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、その供給促進のため、整備費等に対し支援を行う。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者等居住支援課（仮称）の新設 ・ 高齢者等住宅対策に係る事務等の強化に伴う増2人 		<p>審査結果</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p>	
	<p>要求内容に対する説明</p>				<p>新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日、閣議決定）では、「民間事業者等による高齢者向けのバリアフリー化された賃貸住宅の供給促進等に重点的に取り組む」、「急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大する」としている。</p> <p>このため、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）を改正（平成 23 年 4 月 28 日公布）し、サービス付き高齢者住宅の登録制度の創設、基準の作成・運用、制度改正に伴う新たな支援制度の執行、見守り等のサービスの実効性を担保するための指導・監督に係る措置を行うこととしており、厚生労働省、業界団体等との緊密な連絡調整等の業務が増大することから、これらを的確に実施する体制を整備する必要がある。</p> <p>このような状況を踏まえ、新たに住宅局に高齢者等居住支援課（仮称）の設置を認めるとともに、高齢者等住宅対策に係る事務等の強化に必要な定員を 2 名認めた。</p>
	<p>必要性</p> <p>サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状であり、高齢者が安心して暮らすことができる住まいの確保に向け、その体制整備が必要である。</p>		<p>定量的指標等</p> <p>「国土交通省成長戦略」（平成 22 年 5 月 17 日）において、2020 年を目途とした戦略目標として、「高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合を欧米並み（3～5%）とする」としている。</p>		
	<p>効率性</p> <p>建設・改修費に係る助成費用を要するものの、サービス付き高齢者向け住宅の建設等を促進し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるという観点から、助成を行わない場合と比べ、著しく効果がある。</p>		<p>現状（2005 年）では、この割合が 0.9%に留まっており、対応が立ち遅れている。</p>		
<p>有効性</p> <p>高齢者人口に対する高齢者向けの住まいの割合の増大に寄与し、居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成に資するものであるため、本施策は有効である。</p>					

※ 「高齢者等居住支援課（仮称）」の名称については、法制局審査等を踏まえ、「安心居住推進課」に変更となった。

府省名：環境省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：地球温暖化対策の推進

政策目標：家庭・業務部門における温室効果ガス排出量の大幅な削減を行い、温室効果ガスを1990年比で25%削減する中期目標達成のための一助とする。

政策の概要：家庭用低炭素機器の導入支援、環境コンシェルジュ制度の創設・運営、地域における実行計画の策定支援、及び住宅建築物の低炭素化の推進に関する業務を実施することにより、家庭・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図る。

政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>温室効果ガスを1990年比で25%削減する中期目標を達成するためには、家庭・業務部門における大幅な削減が必要となっており、家庭用低炭素機器の導入支援、環境コンシェルジュ制度の創設・運営、地域における実行計画の策定支援、及び住宅建築物の低炭素化の推進に関する業務を実施するための、課長補佐1人、係長2人及び低炭素型住環境専門官1人を要求する。</p>		<p>審査結果</p> <p>1990年比25%削減の中期目標を達成するための道筋の絵姿を示した「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの提案～環境大臣 小沢鋭仁 試案～」の中では、家庭・業務部門において08年比で約半減の大幅な削減及びそのための抜本的な施策の転換が求められている。</p> <p>こうした中、2010年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、各家庭にアドバイスをする「環境コンシェルジュ制度」の創設が位置付けられたところ。</p> <p>そのため、具体的には、コンシェルジュの教育カリキュラムの策定、診断マニュアルの策定、実施機関の準備等、環境コンシェルジュ制度の創設のために様々な業務が発生する見込みであり、必要最小限の要員として2名の増員を認める。</p>	<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <p>1世帯当たりの二酸化炭素排出量 [kg-CO2/世帯] の削減</p> <p>業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量 [kg-CO2/m²] の削減</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>	<p>定量的指標等</p>		
	<p>必要性</p> <p>京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。コンシェルジュ制度の導入等は、事業者・国民が排出削減を行うのに有効な手段となりうる。</p>	<p>1世帯当たりの二酸化炭素排出量 [kg-CO2/世帯]</p> <p>業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量 [kg-CO2/m²]</p>		
	<p>効率性</p> <p>今回の政策は、家庭・業務部門における温室効果ガス排出量の削減を図るものであり、6%削減約束の達成に直接の効果のある、効率的な政策と考えられる。</p>			
	<p>有効性</p> <p>京都議定書目標達成計画の進捗状況によれば、大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであり、今回の政策についても、京都議定書目標達成計画をさらに進めるものであり、有効性の高いものと考えられる。</p>			

府省名：防衛省

機構・定員の必要性、効率性、有効性等に関する調査票

政策目的：将来のレーダ方式に関する研究			
政策目標：我が国の防衛技術基盤を強化し、防衛力の質的向上を図る。			
政策の概要：将来の警戒管制レーダに求められる、ステルス機・戦域弾道ミサイル（TBM）等の探知追尾性能、移設性、抗たん性、経済性等に優れたレーダ方式に関する技術資料を得る。			
政策評価結果の機構・定員要求への反映	<p>要求内容</p> <p>将来のレーダ方式に関する研究を実施するために必要なMIMO※1レーダ技術の研究要員として、研究室員2人を要求する。</p> <p>※1 MIMO:Multi-Input Multi-Output 多入力多出力、複数の送信アンテナ及び受信アンテナを用いて、電波を送受信する方式</p>		<p>審査結果</p> <p>今後脅威となることが見込まれるステルス性の高い低RCS目標や高速で飛翔する戦域弾道ミサイルに対処するためには、これらを探知追尾することが可能となるMIMOレーダ技術の開発が必要不可欠である。</p> <p>これらの全く新しい技術課題の解明には、従来のレーダに関連する技術を中心に研究開発に当たってきた現体制の研究要員だけでは対応が困難であり、また、多数信号合成処理技術・多数信号送信技術は互いに全く異なる専門技術であることから、それぞれについて研究要員の増員が必要と認められる。ただし、所内試験の終了時の5年後に見直し期限を設定する。</p>
	<p>要求内容に対する説明</p>	<p>定量的指標等</p>	
	<p>必要性</p> <p>将来想定される我が国への脅威として、ステルス機等の低RCS目標（注1）やTBM（注2）がある。これら脅威に対処するための探知追尾する能力の向上は、わが国への脅威の対処手段として重要である。一方、従来型のレーダは、一時に単一の電波を送受信するものであり、これら脅威に対応するためには、装備規模拡大による空中線の大型化、高出力化等による探知能力の向上が必要となるが、コスト・整備等への負担増大や抗たん性の低下が懸念される。</p> <p>そこで、近年研究が盛んに行われているMIMO技術をレーダに適用させ、多数信号合成処理技術、多数信号送受信技術を持つMIMOレーダを実現することにより、装置規模を抑制しつつ、探知能力を向上させ、コスト・整備等への負担軽減を図るため本研究を実施する必要がある。</p> <p>この多数信号合成処理技術、多数信号送受信技術は、従来のレーダには全くない新しい技術であるため、特化した専門技術者が必要である。</p> <p>さらに、次世代警戒管制レーダに関する技術は、防衛省特有の高度な技術であり、装備化に向けて専門技術者を長期間にわたり育成し、技術を継承していく重要性があることから、他部署からの振替による一時的な業務分担では対応が困難である。</p> <p>よって、新規に専門の技官を増員する必要がある。</p> <p>（注1）RCS：レーダ反射断面積</p>		<p>本年度実施された技術評価委員会による本評価に係る評価結果を受け、将来の警戒管制レーダに求められる、ステルス機・戦域弾道ミサイル（TBM）等の探知追尾性能、移設性、抗たん性、経済性等に優れたレーダ方式の技術を獲得する一方で、事業内容を精査し、研究試作事業期間の効率化を図ることで総経費を 2,343,857 千円から 2,283,856 千円へ 60,001 千円削減している。</p> <p>その結果、当該事業に要する要員についても、必要最低限なものとなっている。</p>
<p>事後的に客観的な評価・検証を行うための評価指標、着眼点その他の評価手法</p> <p>全ての試験が終了した時点（平成27年度）において、事後の事業評価を行い、本増員により将来の警戒管制レーダに関する要素技術であるMIMOレーダ技術の見通しが得られたかを検証する。</p>			

<p>(注2) TBM：戦域弾道ミサイル。通常の航空機目標に比べ、非常に高速で飛翔する。</p>			
<p>効率性 多数信号合成処理技術、多数信号送受信技術それぞれに特化した専門技術者を専属で取り組むための最低限必要な要員2名を増員することにより、効率的な研究の実施が確保できる。</p>			
<p>有効性 本増員により、将来の警戒管制レーダに関する要素技術であるMIMOレーダ技術の効率的に解明することにより、我が国の防衛技術基盤を強化し、もって質の高い装備品の研究・開発に資することが可能となる。</p>			